

## 官報の編集について

昭和62年4月10日秘書第134号高等裁判所  
長官，地方，家庭裁判所長，最高裁判所事務総局  
局課長，司法研修所長，裁判所書記官研修所長，  
家庭裁判所調査官研修所長，最高裁判所図書館長  
あて官報報告主任通知

官報の編集についての事務次官等会議申合わせの一部が改正され、昭和62年4月1日以降、同申合わせは別紙のとおりとなつたので、事務の参考にしてください。

なお、昭和52年11月18日付け最高裁秘書第376号官報報告主任通知「官報の編集について」は、廃止します。

### (別紙)

官報の編集について

昭和48年3月12日

事務次官等会議申合せ

官報に掲載する事項、内容及び形式を次のように定め、昭和48年4月1日から施行する。

なお、官報の改革について（昭和30年11月21日次官会議了解）は、廃止する。

#### 1 掲載する事項及びその内容

官報に掲載する事項及びその内容は、別紙のとおりとする。

#### 2 掲載の形式

形式は、次のとおりとする。

- (1) 紙面の大きさは、日本工業規格A4判とすること。
- (2) 題字（「官報」）は、第1頁右上部に掲載し、地紋を入れること。
- (3) 奥付は、題字の下に掲載すること。
- (4) 掲載事項の目次及び法令のあらましは、原則として第1頁に掲載し、本文は、次頁から掲載すること。
- (5) 本文の組み形式は、原則として4段組みまでとし、各段ごとに横けいを入れること。
- (6) 本文の文字は、8ポイント活字を使用すること。
- (7) 広告は、原則として公告を掲載した後に掲載すること。
- (8) 正誤は、原則として最終頁に掲載すること。

別紙  
官報の掲載事項及びその内容

掲載事項	掲載内容
1 憲法改正	
2 詔書	1 国会召集 2 衆議院解散 3 衆議院議員総選挙施行 4 参議院議員通常選挙施行
3 法律	
4 政令	
5 条約	外国文の併載
6 最高裁規則	最高裁判所規則
7 政令	総理府令
府令・省令	総理府と各省との共同命令
省令	1 各省の省令
	2 各省の共同省令
8 規則	1 会計検査院規則
	2 人事院規則
	3 各委員会等の規則
9 庁令	海上保安庁令
10 訓令	1 内閣訓令
	2 総理府訓令
	3 各省の訓令
	4 各庁の訓令
	5 各委員会の訓令
11 告示	1 内閣告示
	2 総理府告示
	3 各省の告示
	4 各庁の告示
	5 各委員会の告示
	6 裁判所の告示
	7 その他の告示
12 国会事項	1 規則
	2 議事日程
	3 議案関係事項
	4 各委員会関係事項

	5	議長，副議長及び議員関係事項
	6	国会事務局職員の叙任及び辞令
	7	弾劾裁判所関係事項
	8	国立国会図書館関係事項
	9	その他
13		人事異動
14		叙位・叙勲
15		褒賞
16		皇室事項
		褒章条例によるもの
	1	親任式及び認証官任命式
	2	信任状捧呈式
	3	行幸啓関係
	4	御祝電，御答電答
	5	新年祝賀の儀その他の宮中諸儀
	6	その他
17		官庁報告
	1	官庁事項
	(1)	声明類
	(2)	報告事項
	(3)	その他
	2	法務
	3	財政
	4	文教
	5	産業
	6	通運
	7	労働
	8	国家試験
	9	公聴会
	10	その他
18		資料
	1	閣議決定及び閣議了解事項
	(1)	法律案，制令の件名
	(2)	一般案件のうち掲載を相当とするもの の件名及び特別な場合にはその内容
	2	各省庁の各種報告及び資料（白書類を 除く。）
		注 資料の要約及び解説等は，原則として 官報資料版で取り扱う。
19		地方自治事項
20		公告
	1	各省庁の公告
	2	裁判所の公告

	3 特殊法人等の公告
	4 地方公共団体の公告
	5 会社その他の公告

備考 法律・政令・条約については、「法令のあらまし」を掲載する。